

議案第 18 号

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校管理規則（昭和 32 年上尾市教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項本文中「必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは」
を「必要があるときは」に改め、同項ただし書中「については、」の次に「教
育委員会の承認を得ることに代えて、」を加え、「届け出ることをもって足
る」を「届け出るものとする」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確にするため、こ
の案を提出する。